入　札　説　明　書

この入札説明書は、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号。以下「会計規則」という。）及び本件委託契約に係る入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

１　入札に付する事項

別記１のとおり。

２　入札に参加する者に必要な資格

（１）愛媛県知事の審査を受け、令和８年度から令和10年度までにおける愛媛県の製造の請負等に係る競争入札参加資格を有すると認められた者であること。

（２）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(参考)地方自治法施行令

第 167 条の４　普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一　当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

２　普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一　契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四　地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五　正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七　この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

（３）入札参加資格確認申請の提出期限の日から開札の日までの間に、愛媛県知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

（４）必要な建設業許可（電気工事）を取得しており、業務実施の主体として本件の入札に付する業務と同種の業務を確実に履行した実績を有する者であること。

（５）愛媛県内に本店又は支店若しくは営業所を置く者であること。

３　入札及び開札

（１）入札参加者又はその代理人は、仕様書、契約書（案）、会計規則及び契約に関して愛媛県知事が別に定めるものを熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、別記４に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（２）入札参加者又はその代理人は、別紙様式による入札書を直接又は郵送（書留郵便に限る。）により提出しなければならない。加入電話、電報、ファクシミリ、その他の方法による入札は認めない。

（３）入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

（４）入札参加者は入札時に入札書及び委任状（代理人が参加する場合）を入札会場にて提出すること。入札書の提出先は、別記２のとおり。

（５）入札書のほかに提出する書類の提出場所、受領期限等については、別記３のとおり。

（６）入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。この場合、愛媛県があらかじめ用意した入札書を使用することができる。

ア　件名

イ　入札金額

ウ　入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名。以下同じ。）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）

エ　代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

（７）入札参加者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ消滅しないもので記載し、入札金額は、アラビア数字を用いること。

（８）入札参加者の代理人は、委任状に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印すること。

（９）入札書は、封入のうえ提出すること。

(10) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかなければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。

(11) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(12) 入札参加者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類をあわせて提出しなければならない。

(13) 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

(14) 入札金額は、業務に係る費用のほか、輸送費、保険料、関税、契約付帯条件等納入場所渡しに要する費用一切の諸経費を含めて入札金額を見積もるものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（入札者が見積もる契約金額。当該金額に１円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(15) 入札参加者又はその代理人は、代金の部分払の有無、支払回数等の契約条件を別添契約書（案）等に基づき十分考慮して入札金額を見積もるものとする。

(16) 入札公告等において特定銘柄物品又はこれと同等のものと特定した場合において、入札参加者又はその代理人が同等のものを供給することとして申し出たときは、入札参加者又はその代理人から提出された資料等に基づき指定する期日までに同等の物品であると判断した場合にのみ、当該者の入札書の落札決定の対象とする。

(17) 入札公告等により入札参加資格審確認申請書（以下「申請書」という。）を提出した者が、開札時に競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを条件に、あらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は落札決定の対象としない。

(18) 開札の日時及び開札の場所は、別記２の(２)のとおり。

(19) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(20) 入札会場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び(19)の立会職員以外の者は入場することができない。

(21) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては入札会場に入場することができない。

(22) 入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札会場を退場することはできない。

(23) 入札会場において、次の各号の一に該当する者は、当該入札会場から退去させる。

ア　公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者

イ　公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者

(24) 入札参加者又はその代理人は、本件に係る入札について他の入札参加者の代理人となることはできない。

(25) 開札をした場合において、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限範囲内の価格での入札がないときは、再度の入札を行う。ただし、郵便による入札者については、初回入札で落札しない場合、再入札、見積は辞退したものとみなす。

４　入札保証金

（１）入札参加者は、入札公告等において入札保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、入札書の提出期限までに入札保証金を納付しなければならない。

（２）（１)に定めるもののほか、入札保証金に係る取扱いについては、会計規則の例による。

５　入札保証金の免除

入札参加者又はその代理人が次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金を免除する場合がある。

（１）保険会社との間に愛媛県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき（保険証書で確認する。)。

（２）過去２年間において２件以上、国、地方公共団体等と類似の契約を締結し、かつ、これらすべて誠実に履行した実績があると認められるとき。

６　無効の入札書

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。

（１）公告に示した入札参加者に必要な資格のない者の提出した入札書

（２）件名及び入札金額のない入札書

（３）入札参加者本人の氏名及び押印のない、又は判然としない入札書

（４）代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書（入札参加者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが委任状その他で確認されたものを除く。）

（５）件名等の名称に重大な誤りのある入札書

（６）入札金額の記載が不明確な入札書

（７）入札金額の記載を訂正した入札書

（８）入札保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、納付した入札保証金の額が、入札者が見積もる契約金額の100分の５に達しない場合の当該入札書

（９）入札公告等において示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書

(10)「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書

(11) 数回にわたり反復して行う入札において、前回の最低入札金額以上の金額を記載した入札書

(12) その他、入札に関する条件に違反した入札書

７　落札者の決定

（１）有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

（２）落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

（３）（２）の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。

（４）この入札は、最低制限価格を設定しており、この価格を下回る価格で入札を行った者は落札者となれないことに留意すること。

（５）落札者を決定したときは、速やかに、落札者の氏名及び落札金額等を公表するものとする。

（６）落札者が指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

８　契約保証金

（１）契約の相手方は、契約の際において契約保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、指定の期日までに契約保証金を所定の手続きに従い納付しなければならない。

（２）（１）に定めるもののほか、契約保証金に係る取扱については、会計規則の規定による。

９　契約保証金の免除

契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除する場合がある。

（１）保険会社との間に愛媛県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき（保険証書で確認する。）。
（２）過去２年間において２件以上、国、地方公共団体等と類似の契約を締結し、かつ、これらすべて誠実に履行した実績があると認められるとき。

10　契約書の作成

（１）競争入札を執行し契約の相手方が決定したときは、決定した日から５日以内（土日、祝日は含まない。）に契約書を取りかわすものとする。
（２）契約書は書面によるほか、えひめ電子契約システムを活用した契約締結（以下「電子契約」という。）が可能である。
（３）落札した場合に電子契約を希望する場合は、入札要求事項提出期限までに電子メール（nan-soumu@pref.ehime.lg.jp宛て）にて「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出すること。
（４）契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
（５）契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印（電子契約の場合は、電子署名）しなければ、本契約は確定しないものとする。

11　契約条項

別添契約書（案）及び添付書類のとおり。

12　入札者に求められる義務

（１）入札参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件について、指定する期日までに入札参加者の負担において完全な説明をしなければならない。
（２）入札参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた業務等に係る技術仕様等について、指定する期日までに入札に参加する者の負担において完全な説明をしなければならない。

13　製造の請負等に係る競争入札参加資格審査に関する事項

資格審査に関する事項の照会先並びに申請書の提出先
愛媛県出納局会計課用品調達係
〒790-8570
愛媛県松山市一番町四丁目４番地２
電話　089-912-2156

14　その他必要な事項

（１）別記３により提出された書類の内容を確認し、入札参加の可否について開札日前日までに提出者に通知する。
（２）入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が、本件に関して要した費用については、すべて当該入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が負担するものとする。
（３）契約事務担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地は、別記４のとおり。

別記

１　入札に付する事項

（１）件名

宮下職員住宅Ａ棟照明修繕（ＬＥＤ化）業務

（２）委託業務名及び数量

宮下職員住宅Ａ棟の照明の修繕　１式

（３）委託業務の内容等

入札説明書、同別記、設計書及び仕様書による。

（４）委託期間

契約締結日の翌日から令和９年２月19日（金）まで

（５）委託業務の履行場所

愛媛県宇和島市保手２丁目９番３号　宮下職員住宅Ａ棟

（６）入札方法

ア　１の(２)についての総価で行う。

イ　この入札は最低制限価格制度を適用する。

２　入札書の提出方法等

（１）入札書の提出方法及び受領期限

開札日時に開札場所にて提出すること。

郵送（簡易書留に限る。）で提出する場合は、開札日時必着とする。

※入札書を持参する場合は、県が発行した入札参加資格決定通知書を開札日当日に持参すること

（２）開札の日時及び場所

令和８年７月30日（木）午前10時00分

愛媛県宇和島庁舎７階第２会議室

３　入札書のほかに提出する書類等について

（１）入札参加資格確認のため事前に提出する書類

ア　入札参加資格確認申請書（別紙作成例を参考に作成すること。）

イ　履行実績を証明できる資料（契約書の写し及び完成検査証の写し等）

ウ　使用を予定する照明器具が同等品以上である証明一覧

※メーカーのカタログなど参考資料を添付すること。

エ　入札（契約）保証金免除申請書及び添付書類（免除を希望する場合のみ）

提出部数：各１部

（２）提出場所及び提出方法

下記４に掲げる場所へ持参又は郵送により提出すること。

（３）受領期限

公告日から令和８年７月 22 日（水）までの執務時間中（午前８時 30 分から午後５時 15 分まで。ただし、最終日は午後５時 00 分まで）

（４）入札参加の可否の通知

３（１）に掲げる提出書類を確認し、入札参加の可否について、開札日前日までに提出者にメール・ファックス等により通知する。

４　契約事務担当者等

（１）　担当者　　大久保、三好

（２）　部局名　　愛媛県南予地方局地域産業振興部総務県民課総務係

（３）　所在地　　愛媛県宇和島市天神町７番１号

（４）　電話番号　　(0895)28-6102